

総合評価落札方式（標準型）入札公告共通事項書 新旧対照表

改正後	改正前
1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 468 号。以下「試行要領（標準型）」という。）に規定する総合評価落札方式（標準型）のうち、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。<u>以下同じ。</u>）の規定が適用される契約をいう。）について適用する。 2 競争入札に参加する者に必要な資格 (1) <u>入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</u> ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年 <u>長崎県告示第 780 号</u>。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する<u>競争参加資格確認申請書</u>（以下「<u>申請書</u>」という。）を適切に提出した者であること。 イ～エ 略 オ <u>申請書</u>の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。 カ <u>申請書</u>の提出期限の日以前 6 か月から長崎県議会の議決の日	1 本書で定める事項は、長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領（平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 468 号。以下「試行要領（標準型）」という。）に規定する総合評価落札方式（標準型）のうち、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される契約をいう。）について適用する。 2 競争入札に参加する者に必要な資格 <u>入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。</u> (2) <u>すべての構成員に必要な資格要件</u> <u>共同企業体の構成員は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。</u> ア 長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年 <u>15 監第 145 号</u>。以下「実施要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する<u>長崎県建設工事入札参加資格審査申請書</u>（以下「<u>審査申請書</u>」という。）を適切に提出した者であること。 イ～エ 略 オ <u>審査申請書</u>の提出期限の日から長崎県議会の議決の日までの間において知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。 カ <u>審査申請書</u>の提出期限の日以前 6 か月から長崎県議会の議決

までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

キ 略

ク 入札公告の日から落札決定の日までの期間において、入札に参加する者の間に一定の系列関係がないこと。（長崎県発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について（平成18年3月24日17監第544号）

ケ 申請書の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱いについて（平成20年2月26日19建企第587号）に基づき、工事成績65点未満により入札参加規制期間中でないこと。

の日までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

キ 略

ク 入札に参加する者の間に次に掲げる一定の系列関係がないこと。

- a 資本的関係（親会社と子会社の関係にある場合又は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。ただし、親会社が長崎県の入札参加資格を有しない場合を除く。）
- b 人的関係（一方の会社の役員（監査役を除く。以下「役員」という。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合をいう。）
- c 複合的関係（前記a、bが複合して該当する2者以上の場合をいう。）

ケ 申請書等の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、長崎県が平成20年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知又は見積執行通知した工事における工事成績評定点が65点未満の通知を受けた者が以下の期間（65点未満の工事成績評定を受けた工事で、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号の6）第3条により既に当該工事において指名停止措置を受けている場合は、指名停止期間を減じた期間）に該当していないこと。
a 工事成績60点以上65点未満の通知を受けた者は、工事成績通知日（以下「通知日」という。）の翌日から30日間の全部又は一部。

b 工事成績60点未満の通知を受けた者は、通知日の翌日から

60 日間の全部又は一部。

債務負担行為工事の各年度出来高予定額に対応する年度末既済部分及び完成検査についての工事成績も同様の取扱とする。

コ 申請書の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成21年10月29日21監第179号21建企第468号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 略

イ 各構成員が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと。

ウ～カ 略

3 配置予定技術者の取扱い

(1) 略

(2) 同一の入札において2名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、各構成員2名までとする。

コ 申請書の提出期限の日から落札決定を行う日までの期間において、下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制（平成21年10月29日21監第179号21建企第468号）に基づき、下請代金等の未払いにより入札参加規制期間中でないこと。

(2) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を対象とした工事である場合は、前項で定める要件を満たす者を構成員とし、かつ次に掲げる要件をすべて満たす共同企業体であること。

ア 略

イ (1) の「ク」の場合において、系列関係がある会社が、同一公告における他の共同企業体の構成員でないこと（系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれているのみの場合は、入札参加可能）。

ウ～カ 略

3 配置予定技術者の取扱い

(1) 略

(2) 同一公告の入札において、2名まで配置予定技術者として申請することができる。なお、共同企業体の場合は、各構成員2名までとする。

(3) (2) の場合における配置予定技術者の評価は、申請された配置予定技術者のうち評価点の総計が最も低い配置予定技術者により企業の技術力に係る評価を行うものとする。

(4) 技術資料の提出期限後は、申請した配置予定技術者の変更を認めない。

4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格確認申請書（実施要綱 様式第2号（その1又はその2））

イ 共同企業体の場合は、特定建設工事共同企業体協定書（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領（平成6年8月29日6監第171号）様式1）の写し

ウ 希 略

(2) 入札参加希望者は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 技術資料総括表（試行要領（標準型） 様式1号）

イ 施工計画（試行要領（標準型） 様式2号）

ウ 配置予定技術者の能力（試行要領（標準型） 様式3号）

エ 企業の施工能力（試行要領（標準型） 様式4-1号）

オ 企業の施工能力（試行要領（標準型） 様式4-2号）

カ 技術提案（試行要領（標準型） 様式6号）

(3) 申請書等及び技術資料の提出期限後は、申請した技術者の変更を認めない。

4 入札参加資格及び総合評価の確認に必要な提出書類

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は審査申請書等として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 競争参加資格審査申請書（実施要綱様式 第2号（その2））

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し（長崎県特定建設工事共同企業体取扱要領 様式1）

ウ 希 略

(2) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は技術資料として、次に掲げる書類のうち公告において指定する書類を提出しなければならない。

ア 技術資料総括表（試行要領（標準型） 様式1号）

イ 施工計画書（試行要領（標準型） 様式2号）

ウ 配置予定技術者の能力（試行要領（標準型） 様式3号）

エ 企業の施工能力（試行要領（標準型） 様式4-1号）

オ 技術提案書（試行要領（標準型） 様式6号）

※ 参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）により施工しようとする場合には、その旨の意思表示をすること。また、技術提案が適正と認められない場合に、

<u>主</u> 技術提案の取り扱いに関する事項（試行要領（標準型）様式7号） <u>ク</u> 上記アから<u>主</u>のほか、公告において定める書類 (3) 書類の作成及び提出について ア 提出部数は2部（<u>正本1部及び複本1部。複本は、正本を複写したもので可。</u>）とし、うち1部（<u>複本</u>）は受付後返却する。 イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参<u>又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）</u>により提出しなければならない。 ウ〜ク 略	<u>カ</u> 技術提案の取り扱いに関する事項（試行要領（標準型）様式7号） <u>キ</u> 上記アから<u>カ</u>のほか、公告において定める書類 (3) 書類の作成及び提出について ア 提出部数は2部とし、うち1部は受付後返却する。 イ 提出書類等は、公告に示す期間及び場所に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。 ウ〜ク 略
5〜7 略 8 入札方法等 (1) 入札参加資格者は、競争入札参加資格通知書の写し及び工事費内訳書を表封筒に入れ、入札書及び技術提案<u>等</u>入札書を<u>入札用封筒</u>に入れて郵便書留による郵送により提出すること（提出期限内必着）。<u>ただし、技術提案等を提出しなかった場合及び提出した技術提案等の全てが採用されなかった場合は、技術提案等入札書の提出は不要とする。</u> (2) 技術提案<u>等</u>入札書は、入札書に同封すること。ただし、枚数が多い等の理由により同封できない場合は、入札公告に記載している入札等担当部局（入札・契約担当）に問い合わせること。 (3) 及び(4) 略	5〜7 略 8 入札方法等 (1) 入札参加資格者は、競争入札参加資格通知書の写し及び工事費内訳書を表封筒に入れ、入札書及び技術提案入札書を<u>中封筒</u>に入れて郵便書留による郵送により提出すること。（提出期限内必着） (2) 技術提案入札書は、入札書に同封すること。ただし、枚数が多い等の理由により同封できない場合は、入札公告に記載している入札等担当部局（入札・契約担当）に問い合わせること。 (3) 及び(4) 略

標準案に基づいて施工する意志がある場合は、その旨の意思表示をすること。

(5) 入札書、技術提案等入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号。以下「建設工事執行規則」という。）及び長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領運用指針（平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 468 号）に定める様式によること。

(6) 共同企業体による入札の場合、入札書及び技術提案等入札書の入札者欄には、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名及び代表者の印を記載及び押印すること。

また、表封筒及び入札用封筒の氏名欄については、当該共同企業体の名称と代表構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名とのみの記載でも可とする。

9 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに住所、代表者職氏名、代表者印の押印、工事番号、工事名及び工事場所を記載すること。なお、共同企業体の場合は、当該共同企業体の名称を記載するとともに、当該共同企業体を構成する全ての構成員の商号又は名称並びに住所、代表者職氏名及び代表者の印を記載及び押印すること。）を明示した工事費内訳書を、提出すること。

- ② 工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き、マイナス計上

(5) 入札書、技術提案入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則（昭和 49 年長崎県規則第 30 号。以下「建設工事執行規則」という。）及び長崎県建設工事総合評価落札方式（標準型）試行要領運用指針（平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 468 号）に定める様式によること。

9 工事費内訳書の提出

- ① 入札に際しては、数量総括表に掲げる費目、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額（営繕工事にあつては、数量書に掲げる工事種目及び各工事種目に対応する科目別内訳書、細目別内訳書に摘要、単位、数量及び単価に対応する、金額を表示したもの。）（様式は任意。ただし、商号又は名称並びに代表者氏名、住所、工事番号、工事場所及び工事名を記載すること。）を明示した工事費内訳書を押印の上、提出すること。

なお、工事費内訳書の合計額は入札額と同額とし、値引き及びマイナス

の項目（スクラップ控除等を除く。）及び一式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で一式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成 20 年 7 月 9 日付け 20 建企第 233 号）」で認められているものを除く。）。

③ ①及び②に加え、①に掲げる項目のうち、「金額」欄の右に「技術提案実施に必要な経費」及び「合計」欄を設け、「技術提案実施に必要な経費」欄には採用された「施工計画」及び「技術提案」の実施に必要な経費を、及び「合計」欄には「金額」と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載すること。ただし、標準案による施工の場合を除く。なお、工事費内訳書の最下段に「合計」欄を設け、①の合計額、「技術提案実施に必要な経費」の合計額及び①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額を記載し、①と「技術提案実施に必要な経費」の合計額は入札額と同額とすること。

④ 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。

⑤ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

⑥ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。

⑦ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。

⑧ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号）第 7 条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

10 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。ただし、12の（3）

ナス計上の項目（スクラップ控除等を除く。）及び一式表示（入札説明書中の数量総括表及び数量書で一式表示となっているものを除く。）を設けないこと（「工事費内訳書取扱要領（平成 20 年 7 月 9 日付け 20 建企第 233 号）」で認められているものを除く。）。

② 工事費内訳書は、「工事費内訳書取扱要領」に基づき取り扱う。

③ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

④ 提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回（取消）は認めない。

⑤ 提出された工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出する。

⑥ 提出された工事費内訳書について、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号）第 7 条の不開示情報に該当するものとし、開示対象としない。

10 入札保証金及び契約保証金

競争参加資格確認結果通知の際に併せて通知する。ただし、11の（3）

に該当する場合の契約保証金は、12の(3)のアを適用する。

11 入札の無効

次の各号に該当する場合は、無効入札とする。

(1) ～ (8) 略

(9) 入札書又は技術提案等入札書に記名押印がないとき(署名のみのときを含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

(10) ～ (12) 略

(13) 入札者が技術提案等入札書の提出を一部でも欠いたとき、重大な誤記記載があったとき、虚偽記載等明らかに悪質な行為があったとき及び採否通知で採用されたものと異なるものや不採用となつたものを提出したとき。(技術提案等を提出しなかつた場合及び提出した技術提案等の全てが採用されなかつた場合においては、技術提案等入札書の提出は不要。)

(14) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。(系列関係がある会社同士が、同一の共同企業体に含まれていないのみの場合を除く。)

(15) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合及び交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。(共同企業体により入札を行う者で、当該共同企業体を構成するいずれかの構成員が入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けている場合は、この限りでない。)

(16) 交付を受けた入札説明書を同一公告の他の入札者に提供、貸借又は閲覧に供した場合。(共同企業体の場合で、当該共同企業体

に該当する場合の契約保証金は、11の(3)のアを適用する。

11 入札の無効

次の各号に該当する場合は、無効入札とする。

(1) ～ (8) 略

(9) 入札書又は技術提案入札書に記名押印がないとき(署名のみのときを含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

(10) ～ (12) 略

(13) 技術提案入札書の提出を一部でも欠いたとき、重大な誤記記載があったとき及び虚偽記載等明らかに悪質な行為があったとき。さらに、採否通知で採用されたものと異なるものや不採用となつたものを提出したとき。

(14) 入札に参加した者の間に一定の系列関係があると認められるとき。

(15) 入札説明書の交付を公告に示す期間内及び方法により受けていない場合

を構成する構成員間における提供、貸借又は閲覧に供する場合を除く。)

- (17) 競争参加資格を有する者(共同企業体の場合は、当該共同企業体を構成する全て又は一部の構成員)が、長崎県議会の議決までにおいて入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

- (18) 低入札に係る履行能力確認要領(平成18年4月19日18監第44号。以下同じ。)第9条に規定する履行能力判定基準に該当する場合。

12 低入札価格調査制度について

- (1) 令第167条の10第1項の規定により、最低価格をもって入札した者を落札者としなければならない場合がある。

- (2) 入札者のうち、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱(平成15年長崎県告示第782号)第3条に規定する低入札調査基準価格を下回った全ての入札者(以下「低入札調査対象者」という。)に対して、同要綱第6条の規定に基づき履行可能であるかの調査(以下「低入札調査」という。)を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、この者の行った入札を不適格とする。

また、低入札調査対象者のうち、低入札に係る履行能力確認要領(平成18年4月19日18監第44号)第2条に規定する履行確認強化価格を下回った全ての低入札調査対象者に対しては、同要領第3条の規定に基づき履行能力の確認調査(以下「履行能力確認調査」という。)を実施する。

- (16) 競争参加資格を有する者が、長崎県議会の議決までにおいて入札公告に係る入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

12 低入札価格調査制度について

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により、最低価格をもって入札した者を落札者としなければならない場合がある。

- (2) 低入札調査基準価格を下回った者に対しては、長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱(平成15年6月20日15監第151号)に基づき履行可能であるかの調査を実施する。

さらに、履行確認強化価格を下回った低入札調査対象者に対しては、低入札に係る履行能力確認要領(平成18年4月19日18監第44号)に基づきさらに詳しい調査を実施する。

調査対象者が、低入札に係る履行能力確認要領第9条に規定する履行能力判定基準に該当する場合は、この者の行った入札を無

低入札調査と履行能力確認調査が重複している入札者については、履行能力確認調査を実施するものとする。

- (3) 低入札調査基準価格を下回った価格により契約を締結しようとする者に対しては、次のことを求める。

ア及びイ 略

ウ 代表構成員は、配置予定技術者とは別に、建設業法第 26 条に定める技術者と同等の資格を有する技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

13 略

14 契約書の作成

- (1) 略

- (2) 採用された技術提案等について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書に記載し添付する。

15 虚偽記載があった場合の措置

3に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号の6）に基づき指名停止となる場合がある。

16 請負代金の支払条件

- (1) 前払金は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場

効とする。

- (3) 低入札調査基準価格を下回った価格により契約を締結しようとする者に対しては、次のことを求める。

ア及びイ 略

ウ 代表構成員は、配置予定技術者とは別に、法第 26 条に定める技術者と同等の資格を有する技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。

13 略

14 契約書の作成

- (1) 略

- (2) 落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、工事請負契約書に記載し添付する。

15 虚偽記載があった場合の措置

3に定める提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成12年4月27日長崎県告示第599号）に基づき指名停止となる場合がある。

16 請負代金の支払条件

- (1) 前払金は、請負代金額（会計年度ごとに出来高予定額がある場

合は、各会計年度出来高予定額という。以下(2)及び(3)において同じ。)の10分の4(12)の(3)に該当する場合は、10分の2)以内の額とする。

- (2) 仮契約締結時に、工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
- ア 中間前金払を選択した場合は、請負代金額の10分の2以内の額。ただし、中間前払金を含めた前払金の合計額が10分の6(12)の(3)に該当する場合は10分の4)以内の額とする。

イ 部分払を選択した場合の回数は、次の区分による。

請負代金額	回数	請負代金額	回数
1000万円未満	行わない	3000万円以上	2回
1000万円以上	1回	1億円未満	
3000万円未満		1億円以上	3回

- (3) (2)によりア又はイを当初に選択した後においても、1回に限り選択の変更を申し出ることができる。ただし、既にア又はイの支払いを行った場合は変更することができない。

- (4) (1)から(3)に係わらず、設計図書に定めがある場合においては、その定めるよるものとする。

17 略

18 総合評価に関する事項

合は、各会計年度出来高予定額。)の10分の4(12)の(3)に該当する場合は、10分の2)以内の額とする。

- (2) 仮契約締結時に、工期途中における請負代金額の一部支払いについて、次のア又はイのいずれかを選択すること。
- ア 中間前金払を選択した場合は、各会計年度出来高予定額の10分の2以内の額。ただし、中間前払金を含めた前払金の合計額が10分の6(11)の(3)に該当する場合は10分の4)以内の額とする。

イ 部分払を選択した場合は、各会計年度において3回を超えないものとする。

17 略

18 総合評価に関する事項

(1) 評価内容の担保等 エ 受注者は、技術資料に記載した施工方法により施工し、<u>採用された技術提案等を履行する義務を負う</u>ものとする。 イ <u>採用された技術提案等</u>については、工事請負契約書に記載することとし、その履行を確保するものとする。 ウ 発注者は、工事の監督及び検査に当たって、<u>採用した技術提案等の履行状況を確認するものとする。</u> エ 受注者の責により<u>採用された技術提案等</u>を履行できない場合、<u>受注者は再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合、発注者は、請負代金額の減額、損害賠償等を行うことができるものとし、その評価項目1項目につき10点を工事成績評定から減ずる措置を行う。</u>	(1) 評価内容の確保 受注者は、技術資料に記載した施工方法により施工し、<u>発注者決定に反映された技術提案を満たす施工を行うものとする。</u> <u>技術的所見に記載された内容については、工事請負契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況等について検査を行う。</u> 受注者の責により<u>入札時の評価内容を満たす施工が行われな</u> <u>い場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は、契約金額の減額、損害賠償等を行うものとする。</u> <u>また、技術提案がされた部分において、仕様を満足できなかったものがある場合は、工事成績評定から点数を減ずる措置を行う。</u> 評価した施工計画、技術提案が請負者の責により履行されてない場合は、その評価項目1項目につき10点減点する。 さらに、技術提案書に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合には、契約を解除し、また、指名停止措置をとることとする。 ただし、不可抗力等受注者の責によらないで実施できなかった場合は、請負代金の変更等その後の対応について、発注者と協議して決めるものとする。 (2) その他 ア <u>技術提案で適正と認められた施工方法</u>については、受注者が施工計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び
(2) その他 ア <u>技術提案等で採用された施工方法</u>については、受注者が施工計画書に反映させ、発注者が確認するものとし、設計図書及び請負	

代金額の変更は行わない。 イ <u>技術提案等を採用した</u> ことにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分についての工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。 ウ <u>採用された技術提案等</u>については、提案以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。 エ 略 19 その他 (1) ～ (5) 略 (6) 入札公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、<u>令、財務規則、建設工事執行規則、特定調達契約</u>、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年長崎県規則第77号)及び<u>試行要領(標準型)</u>の定めるところによる。	請負代金の変更は行わない。 イ <u>技術提案を適正と認める</u> ことにより、設計図書において施工方法を指定しない部分についての工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。 ウ 技術提案については、提案以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。 エ 略 19 その他 (1) ～ (5) 略 (6) 入札公告及び本書に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、<u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)</u>、<u>長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)</u>、長崎県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年長崎県規則第77号)及び長崎県建設工事総合評価落札方式(標準型)試行要領の定めるところによる。
---	--